

二 廣 報

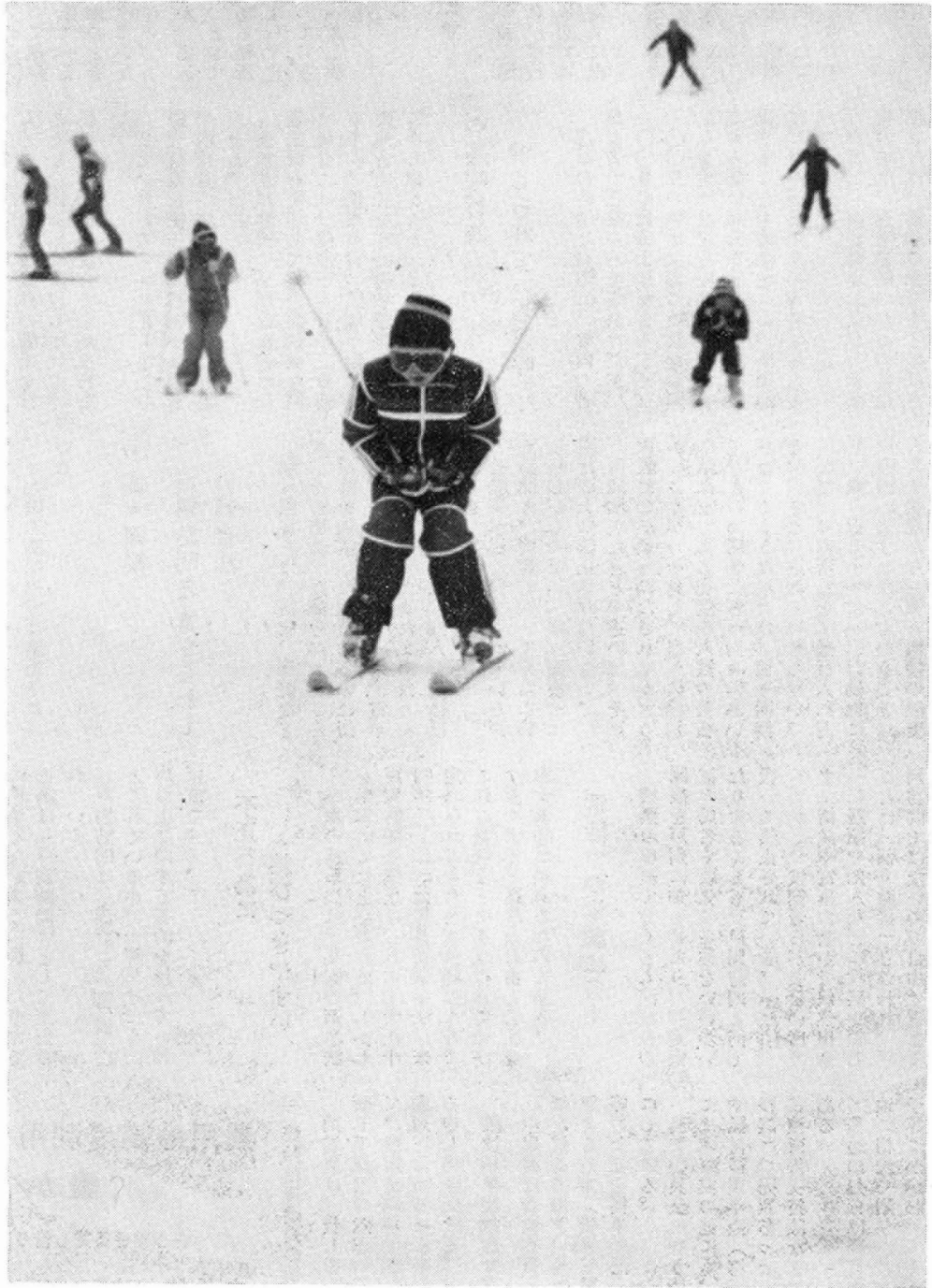


こじょうめ

発行所 秋田県五城目町役場秘書課編集
電話 (018876) 代 2100番
印刷所 湖 東 印 刷 所
電話 (018876) 2430番
一部 5 円 郵便番号 018-17
毎月 1 日・15 日発行

恋地国設スキ―場で

広報紙中にある写真を欲しい方にはおあげします



雪国の厳しさと遊ぶ

— 家族ぐるみでスキーを楽しむ —

子どもたちに格好の
スポーツ

細長い日本列島は、ほぼ北国と南国に分けられた呼び方をされているが、その外に雪国といわれる別の呼び方もされている。

五城目町は、その雪国のまつだなか、年に一度は厳しい寒さと冷たい雪の洗礼を受けている。生活面では非常に不便をかくつが、子どもたちには格好のスポーツシーズンになる。

主婦の姿も多くなる

連休明けの十二日、恋地国設スキー場を訪れてみた。ウィークデーでも、いりとりどりのスポーツウエアに身を包んだ三百人ぐらいのスキーヤーが、雪とスピードの感触を楽しんでいた。

恋地国設スキー場が本格的に整備されてから、スキーに親しむ人口がグーンと増えた。それも、入園前の小さな子どもから大人まで、とくに主婦の姿が多くなつた。子どもと若者のスポーツから、家族ぐるみで楽しめるスポーツに変化をみせている。喜ばしいことである。

自然に親しむまたとないチャンス

午後三時すぎ、刺すような季節風に乗って
先も見えなくなるほどの雪が降ってきた。

子どもたちはそれもものは、リフトは満席、滑る手綱をゆるめず、降りてきてはまた山頂をめざして登ること十九回、二十回とその回数を重ねていた。

雪国にハンディがあると人みな言うが、それはある反面しかとらえておられないわけで、雪国でなければ得ることのできないすばらしい面もまたそこにある。

自然に親しむ機会が極端に少なくなった現代っ子たちにとっては、またとないチャンスとなっている。

雪国ならではの良さ

自然の節目と寒冷の厳しさに触れながら、遊びの中で知らず知らずその厳しさに耐えていく精神と肉体が培われることは、雪国ならではの良さであろう。

私たちは雪国の自然をもっともつと生活に取り入れ、利用しながら雪国に生まれた幸せをかみしめるようにしていきたいものだ。

解説「選挙制度」

②

街頭の流し演説は禁じられる

街頭演説

—必ず標旗のあるところ
で—

街頭演説とは、街頭または広場空地などで多数に向かって選挙運動のために演説すること、その際には選挙が立候補届出のとき同時に交付する標旗を掲げていないと違反となる。

街頭演説は候補者のほか、第三者も候補者のために行うことができる。演説は必ず標旗のある場所に止まって行わなければならない道路を歩きながらとか、走っている自動車の上からする「流し演説」は禁止される。

午前七時から

午後八時まで

街頭演説ができるのは午前七時から午後八時までに限られ、学校病院、その他療養施設の周辺では静かさを保つよう努めなければならない。

街頭演説における選挙運動員は候補者一人につき十五人を越えてはならず、一定の腕章をつけなければならない。

また、街頭演説の場所、候補者の経歴、政見などを記載したビラ、チラシなどを配ることはできない。

●個人演説会

開催回数に制限なし

候補者の政見発表、候補者への

投票依頼など選挙運動のために、候補者個人が開催する演説会で、開催回数の制限はない。

個人演説会は候補者しか聞くことができないが、演説は候補者とは異なり、候補者以外の者でも行えるし、候補者が演説しない、他の者だけが演説してもかまわない。

また、テープレコーダーなどの録音装置を使って、不在の候補者や応援者の演説をきかせることもできる。

候補者が学校、公民館などの公営施設を使用して個人演説会を開く場合には、開催予定日の二日前までに、使用施設、開催予定日時候補者氏名を町の選挙管理委員会に申し出ることが必要。

●連呼行為

禁じられている連呼

選挙の告示と同時に、町内で各候補者の舌戦が始まるわけだが、「〇〇党の秋田太郎をよろしく」「〇〇党の秋田太郎に投票をお願いします」などと呼びかけるが、これら短い語句を短時間に連続反復することを連呼といい、原則的には選挙運動のため連呼することはできない。

ただし、演説会場および街頭演説の場所、選挙運動のための自動車または、船舶の上でするのはさしつかえない。また、車上の連呼は運行中であってもよいので、流し連呼もできるわけだが、車上

および街頭演説の場所での連呼は午前七時から午後八時までに限られている。

個人演説会場で演説の前後、その会場の連呼に制約はないが、その会場の入口や窓から外に向かつての連呼はできない。選挙カー（船舶）の上から連呼するものは腕章を着けなければならない。

連呼の行為は、国、地方公共団体などの公共施設、列車やバスなど公共輸送機関内では禁止されている。

●個々面接

戸別訪問とまぎらわしいが合法

個々面接とは、商店、病院などで、その店員、医師がお客さんに投票を依頼したり、あるいは街頭で行き会った人や、バス、電車デパートの中でたまたま出会った親類、縁者、友人、知人などに投票を依頼する行為をいう。

公職選挙法で禁止されている戸別訪問と、実態において非常に紛らわしいものだが「個々面接」は現行法上は禁止されていない。

街頭演説などとの違いは、その依頼行為が個々になされるかどうかによるが、一見して直ちに個別に認識を得る程度の人数の集会で、その出席者たちへ同時にあいさつするような場合は、個々面接と解釈され、違法とはならない。

ただ、停留所などで通行人に対し、繰り返し小声で「〇〇候補に投票願います」などということは人数や状況から「個々面接の限度を超えている」となれば、これは違反行為となる。

当然のことながら、この個々面接も、告示前に行えば事前運動として処罰される。

●戸別訪問

候補者や運動員に限らず禁止

候補者や運動員に限らず、だれであろうと有権者の家を訪ね歩いて投票を頼んだり、相手方候補者に投票しないように頼んだりする行為は「戸別訪問」として禁止されている。

戸別訪問は「連続して二戸以上」とされているが、一戸だけでも二戸以上訪問する目的を持っていれば成立する。

不正行為に

結びつきやすい

日本の選挙法は、英国の選挙法を基本にしたといわれる。しかし戸別訪問の禁止は、日本で大正十四年（一九二五年）普通選挙法以来定められてきた日本独特のものである。これは買収などの不正行為に結びつきやすく、選挙の自由と公正を害する恐れがあるためである。

電話での依頼は自由

投票の依頼でなくとも演説会の開催を戸別に知らせたり、特定候補の氏名や政党の名称をいい歩いたりすることも、戸別訪問と同じ扱いで禁止されている。

しかし、候補者らが会合の席でまた街頭や電車のなかで偶然出会った親類や知人などに投票を頼むことは「個々面接」といわれ、戸別訪問ではないので自由。電話で頼むことも問題はない。

(つづく)

農用地高度利用促進事業で豊かな町づくりを ②

—安心して貸し借りで農地を生かしましょう—

①農地を貸したい人や借りたい農家として安心して貸し借りするやり方や奨励金、整備事業等について良

ようにしてほしい。地域農業の担い手が条件次に貸し手の申し出に対して、借受けの相手、地域農業の立派な担い手として将来を期待されている農業者であるべきことはいまでもないところである。

推進員は、貸しても良いという貸し手農家の意志の確認をふまえて、農用地利用促進事業や農地移動適正化あつせん事業などに対する申し出を受ける。

推進員は、貸しても良いという貸し手農家の意志の確認をふまえて、農用地利用促進事業や農地移動適正化あつせん事業などに対する申し出を受ける。

譲渡所得税控除などの優遇
申請書は農業委員会に所定の用紙を備えて置き、地番と面積、希望する条件（貸出し期間や小作料等）などを簡単に記入できるようにしている。

農業委員会に上ってきた貸し借りの申し出について、その希望する内容によって、例えば三年とか六年など中期の貸借によるものは、農用地移動適正化あつせん事業に乗せるなど、それぞれの農地流動化方策にのせていく措置を各流動化方策に関する事業実施機関のもとで行う。

農業委員会の救済農地の流動化には本事業の他にも、離農給付金や経営移譲年金（第三者への経営移譲）、売買あつせんにもなる譲渡所得税控除などの優遇措置がある。

小作料一括前払いを受けてない奨励金の対象となる農地流動化方策としては、農用地利用促進事業、農地移動適正化あつせん事業、農地保有合理化促進法による貸借で小作料一括前払いを受けてないもの、農地法（七十五条の二）の草地利用権、農振法（十五条の七十一）による特定利用権、農協による農地の貸付け信託があり農業委員会では当事者の事業選択に即して各実施機関に通知する

農地の処分は経営移譲年金や農地の相続や贈与にもなる納税猶予等にかかわってくるものが少なくないので、農地を貸したい、売りたいなどの場合には事前に必ず推進員（農業委員）に相談する

推進員（農業委員）に相談する

町民の声

近づく町議選に望む

ただよってきた選挙のムード
 近く任期満了にともなう町議会議員選挙が、県内ミニ統一選挙の一環として三月十九日に行われるようである。

一番身近な選挙だけに有権者の関心が高く、立候補が予定されている人も新年早々からあいさつ回りをしているようで、私の周辺にも選挙ムードがただようようになってきた。

日ごろ、私は「選挙」と聞くだけで身がすくまされる恐怖心にさら



平ノ下 金野 嘉博

されるのであるが、来るべき町議選はすこぶる安堵した気持ちで迎えることができそうである。とい

いざ選挙となれば、二〇万近くの有権者へ送付する入場券の作成・立会演説会の開催、投・開票事務の説明、投票箱、記載台などの準備、選挙啓発などで三度のめしにも満足にありつくことができない忙しさの中におかれる。二カ月前からその準備に入るわけだが、投票日が近づくにつれて残業時間も長くなり、投票日の一週間ぐらい前は空に星の輝く深夜の帰宅となる。開票が終了開票結果を県に報告する時には数字が二重に映り、目を押さえながらやっとのことと票を読みあげる始末である。

文字どおり明るい選挙の実現をこのように選挙の時期となると多忙のあまり選挙戦の中にいながら選挙というものを冷静に、そして適切にとらえることができなかったが、このたびの選挙はそういう意味でいい機会となり、たいへん注目している。特に私は一町民一有権者として身近な選挙に頻繁におこりがちな買収、供応などがない明るい選挙の実現を願い、一筆しるしてみたい。

たかりの構造

最近、選挙法が改正されて、習慣的に行われていた公職者および公職につこうとする人からの葬式の香典や花輪、お祭りや盆踊りなどの寄附が禁止され、結婚式のお祝金も目の前にある料理分くらいに代金しか包んでやることができなくなっている人も多いだろう。このように選挙法がきびしくなると、有権者の自覚から選挙違反の絶滅は

室内球技大会
出場申し込みは
三月一日まで

町では三月九日午前九時から広域体育館で、冬期間における体力増進と町民の融和親睦をはかるため全町室内球技大会を行います。参加を希望する職場、団体、町内部落会は、三月一日まで公民館事務局（広域体育館）へ申し込んでくださいます。チーム編成の要領は次のとおりです。

- ・九人制バレーボール
- ・社会人九人（男女混合）とし、二人以上の女子を含むものとす
- ・職場、一般を問わず編成は自由とするが、他町村居住者、学籍を有するものを除く（ただし職場にあってはこの限りでない）
- ・家庭バレーボール
- ・男女混合（男四人、女四人）とし年齢制限はない（学籍を有するものを除く）
- ・編成は地区内同好者、または隣接町内部落と組んでもよい
- ・バスケットボール
- ・職場、一般を問わず編成は自由とするが、他町村居住者、学籍を有するものを除く（ただし職場にあってはこの限りではない）

▽シリーズ△心の病気⑧

ヒステリーと性格の悩み

秋田大学医学部附属病院

久場 政 博



ヒステリーといえば、みなさんはすくつかつと興奮するあそ

かけになって、突然、腰をぬかす人がいます。これなどは軽いヒステリーの一種です。さらにひどくなると、立つことができなくなったり、歩けなくなったりします。ある人は全く声が出なくなったり耳がきこえなくなったり、目がみ

呼吸が早くなり過ぎて、苦しくなる人もいます。別のヒステリーのタイプに、意識がぼんやりとしてみよう状態になる人があります。目がうつろで、一見周囲のことを気づいていないようですが、すぐ自分の夢のよ

性のわるい性格をいうのではなく明らかに病気の一種です。しかも内科的、外科的な病気に似ているのですが、くわしく検査しても全く正常です。それでわたしたちの精神科にまわされ、診断がつき治療によってよくなっていきます。さて、ヒステリーの話がでたついでに、ここで少し性格の悩みについてのべますと、ヒステリー性格とは、見栄ばかりで甘えん坊で、わがままで自分の意見が通らないとすぐかつとなるものです。このほか性格の悩みとして、自分に自信がなくていつもよくよしている人がいます。あるいは、調子にのって腰が軽く気分的に不安定の人、物事に熱中しすぎる人などがいます。しかし、これらは生かしようによっては悩むというより、長所ともなるでしょう。

ヒステリーは病いの一種

—その種類いろいろ—

このおくさんとか、ばあさんとか思いだすかもしれません。しかし、わたしたちが使用するヒステリーは、このような女性の性格をいうのではなく、あるタイプの心の病気といえます。

えなくなったりもします。つぎに手足が脳卒中にあたったときと同じように麻痺したり、からだの感覚がなくなったりします。人によっては、てんかんの大発作に似たようなひきつけを起こす人もいます。中学、高校生ぐらいですと、

うな状態にはいつてしまします。何かまぼろしがみえたりきこえたりしている様子なのですが、意識がはっきりさめてからきくと、その期間のことをおぼえていないことが多いようです。

このようにヒステリーとは、女

いつも選挙が終わると選挙違反が続出する昨今、その原因がどこにあるのか論議される。選挙の取締りが手ぬるいからだとか、候補者が選挙法をよく理解していないからだとかよく言われるが、一番大切なのは、なによりも有権者一人ひとりが「明るい選挙は明るい住みよい郷土をつくる」ということを自覚し、主体的に明るい選挙のさけびの輪を大きくすることに

最後に、選挙戦のさなか、役場の一室で選挙のお膳立てをつくるため多忙な毎日を送っている裏方さんたち、それに血税なる選挙執行経費などのことも考慮し、だれもが棄権することなく投票箱への一票を行使するよう努めたいものである。

※不明の点は公民館へお問い合わせください。（電話四四一一）

新庁舎建設の構想進む

二棟からなり

地上四階
地下一階

五十五年度から

三力年計画で

現在の役場庁舎は、昭和三十四年に旧五城目中学校の校舎に移転した時からの建物である。

建設されたのは昭和二十四年であり、三十年以上たった今は老朽化が著しく、また業務の多様化ともない狭くなっている。



1月26日に行われた代表者構成委員会

町では五十五年度から三力年をかけて、新庁舎を建設する計画で準備を進めている。昨年、この諮問機関として、町議会議員による議員構成委員会と、町内の各種団体代表者と学識経験者二十九人からなる代表者構成委員会が組織され、町当局との協議会や先進地の視察を行っている。この三月定例

建設予定地は

磯ノ目の町有地

庁舎建設地として、磯ノ目地区にある町保留地と公社有地を予定しており、委員会の同意も得ている。面積は一万二千七七一平方メートル(三千八六三坪)

で、庁舎敷地のほか駐車場や緑地地帯を確保できる広さである。さらに整備中の国道二八五号線バイパスと県道に接しているため、交通の便がよく、将来の発展も期待できる場所である。

建物延べ面積は約九千平方メートル

一月十六日の議員

構成委員会と二十六日の代表者構成委員会で発表された町当局の構想によると、

新庁舎は約七十度で交わる二棟からなっており、地上四階、地下一階の建物である。

この形は国道、県道どちらから見ても庁舎としての重厚を感じるようにしたものである。また、玄関から入ると全部を見渡せる利点があり、採光にも適している。

建物延べ面積は約九千平方メートルで、余裕をもったスペースにしている。これは建設直後窮屈になり、増改築する官公庁の例が多いことを配慮していることである。

執務室はカウンター兼用の

収納書庫を使って

各課室の仕切りは視線をさえぎらないカウンター兼用の収納書庫などを利用する方針である。これは議事室など密閉される部屋以外は冷房装置をつけないことから、風通しをよくする効果もねらっている。

会議室も特別なものを除いては移動できる天井までのパーティション(間仕切り)、あるいは天井までの壁面兼用収納書庫を利用し



老朽化し、狭くなった

役場庁舎の執務室

で、有効な課室配置ができるように考えている。

各階には会議室、文書倉庫、ロッカー室、湯沸かし室、トイレをもうけ、各階ごとに独立して機能を発揮できるように方針である。

課室の性質に応じて

各階に配置

一階は住民課、出納室、税務課など住民が多く利用する部門と、作業員室、守衛室、宿直室など庁舎を管理する部門を配置している。

二階には役場内部の調整機能を要する総務課、管財課、企画課、選挙管理委員会などを配している。また町長室、助役室、秘書課も二

階にする考えである。

三階は建設課、産業課、整備課など外勤の多いライン部門を置くほか、森林組合と共済組合の事務室をもうけることにしている。

また三階には、本町の特色を生かして育てる物産展示室、郷土資料室を造る計画である。これは郷土資料館を建設するまでの間使用するものであり、将来役場庁舎が狭くなった場合に備えたスペースでもある。

四階は議会関係の各室で占められるが、見晴らしがよいので食堂を設けたいと考えている。

地下は環境整備との関連をみながら検討することになっているが、現時点では空調機械室、ボイラー室、受水槽室、倉庫などと庁用車の駐車場という案である。

国・県の助成で
保健センターを合築

一庁舎建設委員会

議員構成委員会 議員全員

代表者構成委員会

教育文化関係代表者

小玉 嘉一郎

本間 作治

中村 清治郎

小野 一二

宮川 庄太郎

小松 正直

農林商工団体代表者

伊藤 準一郎

佐藤 邦彦

宮田 清三郎

沢田 栄之助

小林 富蔵

社会福祉関係代表者

加藤 正松

北嶋 石太郎

また庁舎建設にともない、国と県の助成を得て保健センターを合築する計画を持っている。これは住民の健康づくりや皆検査の推進など、保健サービスを総合的に行う拠点になるものである。

総事業費は約十八億

総事業費は約十八億と見込んでおり、財源の一部として矢場崎グラウンド、旧五城目高校の跡地や県行造林の伐期にあるものを処分する考えである。

工事着工は七月を目途に

この庁舎建設の構想はまだ素案の段階であり、今後の協議結果で変更も予測される流動的なものである。工事着工は一応七月に目途をおいて準備をすすめているところである。

(企画課庁舎計画より)

千葉 六郎

老人・青年・婦人・若妻組織の代表者

佐藤 勝太郎

佐々木 仁茂

伊藤 花美

石井 三千代

学識経験を有する者

島崎 徳司

安東 重治

伊藤 長雄

武内 俊雄

小玉 太美雄

石井 金之助

三浦 清三郎

伊藤 卓治

千田 金之助

松橋 長悦

(敬称略・順不同)



町長などのテープカットで開場

恋地国設スキー場

連日のスキー客で
にぎわう

連日のスキー客がゲレンデをいろいろ

現在までけが四人、十分注意を
なお、現在までに骨折二人、ねんざ二
人のけがを出しているが初心者には特に
指導者の注意をよく守りながらスキーを
楽しんでほしい。
恋地地区の子どもたちは毎日の練習で
大人顔負けの技術をマスターしているが
他校の生徒がいきなりそのまねはできな
いので十分注意してほしいと事務局では
呼びかけている。

スキーバジテスト

一級から三級まで

二十人が合格

町外からも参加

五城目町スキークラブ、町教育委員会
主催のスキーバジテストは一月二十七
日恋地国設スキー場で行われた。

当日は積雪約五十センチとまず
まずのコンディションで、小中学
生や一般の人たち二十五人が参加
した。スキーバジテストは、各
地のスキー場で行われているが、
それでも秋田市や大湯村など町外
から十人が参加、テストを受けた。

中学生の高田さん(秋田市)はた
だ一人の女性の参加者であったが
みごと三級に合格した。
バジテスト合格者は次のとお
り。(印は町内在住者)

▽二級

吉田 和喜 ○伊藤 均

▽一級

渡部 学 ○高沢 隆

▽三級

○松田 篤 ○畠山 厚

○佐々木 司 ○佐々木博文

○吉田 正喜 ○伊藤 義美

○佐川 清 ○金子 成敏

○山崎 弘美 佐々木与治郎

○目時 俊一 ○松橋 紀人

○伊藤 整 高田奈津子

○佐々木浩二

明るい町づくりは
みなさん一人一人の健康から

二月十七日 社会体育研究集会

能代工高

加藤先生(バスケット監督)講演

町の教育委員会では、体育指導
委員会を主管に、二月十七日午前
九時三十分から、町民センターを
会場に、社会体育研究集会を開く
ことになった。

このねらいは、明るく健康な町
づくりをすすめるために、町内の
みなさんひとりひとりが体育、ス
ポーツに関心をもち、自らの体を
自らがきたえようとする意識をも
つことが基本であるとして、次の
内容のもとに開くものである。

なお、当日県立能代工業高等学
校で長年バスケットボールチーム
の監督をつとめ、チームの育成を
全国的に高く評価されている加藤
教諭が講演することになっており
関係者からその内容が期待されて

振興をはかるためにどう
あればよいか。

・第二分科会

職場における体育、ス
ポーツの普及振興をはか
るためにはどうあればよ
いか。

・第三分科会

体育協会として各種団
体(グループ、学校クラブ
職場)の体育、スポーツを
振興させるためにはどう
あればよいか。

・全体会

健康で明るい町づくり
のため、一人一人のスポ
ーツの普及振興をはかるた
めにはどうあればよいか。

四講 演

能代工高バスケットボール監督

講師 加藤広志先生

演題 バスケットボール

と私

五日 程

午前九時 受付
午前九時三十分 はじめの会
午前九時四十分 オリエンテーション

午前

午前十時 正午 分科会

正午 昼食

午後零時五十分 講演

午後二時二十分 全体会

午後三時三十分 おわりの会

午後三時四十分 懇親会

六 その他

昼食、筆記用具、懇親会費二
千円をご持参のこと。

3月

◎ 直接搬入の場合は
前もって焼却場へ
ご連絡ください。
(☎3958)

[illegible]

代表 八木下照全
(寒修業時における収益金を寄附)

③診察（内科健診、齒科健診）

ですか
(自分のことは自分でやるような

・手帳交付（等級変更含む）に

高性寺 御詠歌講中一同